

公害防止対策指導申請書別紙

1 工事の内容及び必要な届出事項

※回転杭工法の場合は「無」にチェック

- くいうち作業
 - 無
 - 有
 - アースオーガー併用→振動規制法に基づく届出
 - くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用

↓

騒音規制法・振動規制法に基づく届出

- さく岩機を使用する作業
 - 無
 - 有
 - ブレイカー（手持式を除く）を使用→騒音規制法・振動規制法に基づく届出
 - その他のさく岩機を使用

↓

騒音規制法に基づく届出

- びょう打機を使用する作業
 - 無
 - 有→騒音規制法に基づく届出

- 空気圧縮機（15KW 以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く。）を使用する作業
 - 無
 - 有→騒音規制法の基づく届出

- 建築物の解体作業
 - 無
 - 有
 - 鋼球を使用しての解体作業→振動規制法に基づく届出
 - さく岩機を使用しての解体作業→さく岩機の項を参照
 - その他の機械を使用しての解体作業

- 塗装作業
 - 無
 - 有
 - 動力を用いた吹付作業
 - 手塗り作業

- 石綿を使用する作業
 - 無
 - 有
 - 動力を用いた吹付作業
 - その他

2 施設内容及び必要な届出事項(機械設備の設置がある場合のみ記入して下さい。)

- 煤煙に係る特定施設
 - 無
 - 有
 - 県生活環境保全条例
 - 大気汚染防止法

- 水質に係る特定施設
 - 無
 - 有
 - 公共下水道に連結
 - 公共用水域に放流
 - 県生活環境保全条例
 - 水質汚濁防止法

- 騒音に係る特定施設
 - 無
 - 有
 - 県生活環境保全条例
 - 騒音規制法

- 振動に係る特定施設
 - 無
 - 有 (振動規制法)

- 悪臭に係る特定施設
 - 無
 - 有 (県環境保全条例)